（前のページより続き）

〔国会事項〕
防衛省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
官庁事項　一〇

〔皇室事項〕
公聴会　一〇

〔官庁報告〕
平成二十四年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）　一〇
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示二、岡山同二、徳島同一、熊本同一）　一〇
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、国営土地改良事業の工事完了関係　一二
裁判所
相続、公示催告、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

二九

府　令

○内閣府令第六十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務に従事する」を「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行い、並びに当該事務を総括する」に改める。

附　則

この府令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第九十一号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三項を第十四項とし、第三項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「別表第二の一の二の項」を「別表第二の一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第二の一の項」を「別表第二の一の一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法別表第二の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

第三条中第三十二項を第三十三項とし、第二項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第三の一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法別表第三の一の項の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第四条中第十二項を第十三項とし、第三項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「別表第四の一の二の項」を「別表第四の一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第四の一の項」を「別表第四の一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査